京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見

平成30年7月10日に開催した平成30年度第2回京都市環境影響評価審査会での意見を下表に取りまとめた。

		第2回審査会での主な意見	答申に向けたとりまとめの方向性	答申案
全般的事項	環境要素	「悪臭を発生させる行為はない」と あるが、飲食店が入るのであれば影響 があるのではないか。	事業者の主張のとおり、計画段階配慮の対象外とすることは相当と考えるが、供用時における環境保全措置を講じる必要があると考える。	1 供用時における臭気対策を講じること
	複数案	(特になし)	答申に盛り込むべき意見は特になし。	
項	その他	(特になし)	配慮書案の内容に検討を加えて,配慮書を 作成し,それに記載された環境配慮方針及び 内容に基づき事業を実施する旨,答申に記載 する。	4 本答申を踏まえた市長意見に基づき, 配慮書案の内容に検討を加え,配慮書を 作成するとともに,配慮書に記載された 環境配慮方針及び内容に従って事業を進 めること
騒音		平成31年4月に完成する新駅の工事と当該事業の工事との干渉はないのか。	新駅の駅舎及び通路の整備などに関しては、当該事業と一定の関連性は認められるが、事業主体が異なるため、複合影響を評価することは困難であり、答申には記載しない。	

大安・水環境	ı	京都の食を担う中央卸売市場が隣接しており、工事により大気、地下水等に影響がないよう十分に配慮されたい。	事業者の意思表示を担保させるため,答申 に記載する。	2 工事の実施により、周辺の大気、地下 水等に影響がないよう細心の注意を払うこ と
その 他	<u>.</u>	○ 省エネルギーの配慮について,詳細に検討すべきではないか。○ 今回の事業において,新駅との位置関係は重要となるため,配慮書の事業計画地位置図に新駅の位置を追記されたい。○ 当該事業の建築物の高さを配慮書に記載されたい。	○ 省エネルギーの配慮について,今後事業を進めていくにあたり,十分検討するよう答申に記載する。○ 事業者に配慮書に追記するよう指導するが,答申には記載しないこととする。○ 同上	3 事業を進めるに当たり、省エネルギーについて、十分配慮すること